機能ID	中項目	機能名称	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考	適合基準日
0360409	6.12 統計処理	年間納付額証明書	納付見込みの調定（出力時点では納期未到来であるが、料申告時点では納付が見込まれるもの）を納付見込額として納付額証明書を発行できること。また、納付見込額を変更して出力できること。	実装必須機能	・介護保険業務の収納を管理する場合は必須 ・国民健康保険業務の収納を管理する場合は必須 ・後期高齢者医療の収納を管理する場合は必須		令和8年4月1日
0360410	6.12 統計処理	年間納付額証明書	指定した暦年（1/1～12/31）中に発生した還付の還付額は納付額から差し引かれること。	実装必須機能	・介護保険業務の収納を管理する場合は必須 ・国民健康保険業務の収納を管理する場合は必須 ・後期高齢者医療の収納を管理する場合は必須		令和8年4月1日
0360411	6.13 基準帳票	業務固有帳票	各賦課業務固有の帳票については、共同省令第2条各号に規定する事務の処理に係るシステムにおける法第6条第1項に規定する基準、共同省令第6条各号に規定する事務の処理に係るシステムにおける法第6条第1項に規定する基準、共同省令第13条各号に規定する事務の処理に係るシステムにおける法第6条第1項に規定する基準、共同省令第14条に規定する事務の処理に係るシステムにおける法第6条第1項に規定する基準及び共同省令第15条に規定する事務の処理に係るシステムにおける法第6条第1項に規定する基準で定める帳票要件に準拠すること。	実装必須機能			令和8年4月1日
0360412	6.13 基準帳票	口座振替開始（変更）通知（汎用紙）	口座振替開始（変更）通知（汎用紙）の帳票詳細要件・帳票レイアウトについては、共同省令第6条各号に規定する事務の処理に係るシステムにおける法第6条第1項に規定する基準で定める帳票を基準帳票とする。また、以下の点については統一様式の採用のために、レイアウトの修正を可能とする。 ・税務特有の項目名について、他賦課業務に適する項目名に変更を可能とする（例：税目→科目、納税義務者→納付義務者 等） ・税以外の業務において業務固有の項目の出力が必要な場合は、汎用的な欄を追加し、出力することを可能とする（例：被保険者番号 等）	実装必須機能			令和8年4月1日
0360413	6.13 基準帳票	口座振替開始（変更）通知（圧着はがき）	口座振替開始（変更）通知（圧着はがき）の帳票詳細要件・帳票レイアウトについては、共同省令第6条各号に規定する事務の処理に係るシステムにおける法第6条第1項に規定する基準で定める帳票を基準帳票とする。また、以下の点については統一様式の採用のために、レイアウトの修正を可能とする。 ・税務特有の項目名について、他賦課業務に適する項目名に変更を可能とする（例：税目→科目、納税義務者→納付義務者 等） ・税以外の業務において業務固有の項目の出力が必要な場合は、汎用的な欄を追加し、出力することを可能とする（例：被保険者番号 等）	実装必須機能			令和8年4月1日
0360414	6.13 基準帳票	口座振替済通知書（圧着はがき）	口座振替済通知書（圧着はがき）の帳票詳細要件・帳票レイアウトについては、共同省令第6条各号に規定する事務の処理に係るシステムにおける法第6条第1項に規定する基準で定める帳票を基準帳票とする。また、以下の点については統一様式の採用のために、レイアウトの修正を可能とする。 ・税務特有の項目名について、他賦課業務に適する項目名に変更を可能とする（例：税目→科目、納税義務者→納付義務者 等） ・税以外の業務において業務固有の項目の出力が必要な場合は、汎用的な欄を追加し、出力することを可能とする（例：被保険者番号 等）	実装必須機能			令和8年4月1日
0360463	6.13 基準帳票	口座振替不能通知兼納付書（専用紙）	口座振替不能通知兼納付書（専用紙）の帳票詳細要件・帳票レイアウトについては、共同省令第6条各号に規定する事務の処理に係るシステムにおける法第6条第1項に規定する基準で定める帳票を基準帳票とする。また、以下の点については統一様式の採用のために、レイアウトの修正を可能とする。 ・税務特有の項目名について、他賦課業務に適する項目名に変更を可能とする（例：税目→科目、納税義務者→納付義務者 等） ・税以外の業務において業務固有の項目の出力が必要な場合は、汎用的な欄を追加し、出力することを可能とする（例：被保険者番号 等）	実装必須機能	・eLTAX公金収納を利用する場合は、二次元コードを出力すること		令和8年4月1日